

香取市広告付き窓口番号案内表示システム設置事業 公募型プロポーザル実施要項

香取市(以下「本市」という。)は、市民課窓口における市民サービス向上及び番号表示機の設置等に係る費用の縮減を図ると共に来庁者への行政情報等の提供を行うため、広告付き窓口番号案内表示システム設置事業者(以下「設置事業者」という。)を公募型プロポーザル方式により募集する。

1.概要

- (1) 香取市役所本庁1階市民課フロアに広告付き窓口番号案内表示システムを設置し、行政情報・企業広告等を放映する。
- (2) 事業の実施に係る一切の費用(機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、ロール紙、その他全ての費用)については、設置事業者の負担とし、本市の費用負担がないことを前提とする。

2.目的

- (1) 市民課窓口の利用環境の向上
- (2) 市民課窓口及び待合フロアの混雑緩和、待合時間の快適化
- (3) 来庁者への行政情報や地域情報などの各種情報の提供
- (4) 番号案内表示機等の設置・運用費用の削減

3.設置場所

香取市役所本庁1階市民課内及び待合フロア

4.事業期間

システム運用開始日から5年間とする。

ただし、本市と設置事業者との間で合意した時は、期間を定めて延長することができる。

5.スケジュール(予定)

実施内容	実施期間または期日
公募開始	令和8年8月3日(月)
質問受付期間	令和8年8月3日(月)～令和8年8月12日(水)
質問回答期限	令和8年8月20日(木)
参加表明書・企画提案書提出期限	令和8年8月31日(月)
第1次審査結果通知	令和8年9月11日(金)
第2次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年9月30日(水)
選定結果通知	令和8年10月7日(水)
協定の締結	令和8年10月中旬
運用開始	令和9年1月18日(月)(予定)

6.参加資格

(1) 基本的要件

- ア) 自ら広告主の募集及び放映する広告並びに行政情報を制作することができ、事業を円滑に運用できる事業者であること。
- イ) 広告モニター等の設置に伴う作業において、電気工事、モニター等取付工事、工事終了後の維持管理、事業終了時の撤去までの作業が一貫して行えること。
- ウ) 千葉県に本社もしくは社員が常駐する支社及び営業所を有し、概ね2時間程度で設置場所に到着が可能であり、かつ障害が起こった際には代替措置を含む十分なサポートが可能な事業者であること。

- エ) 地方公共団体において、広告付き窓口番号案内表示システム設置事業に類似した実績があること。
- オ) 放映する広告については、香取市広告掲載要綱及び香取市広告掲載基準を遵守するものとし、放映する広告内容を外部機構等において審査できる体制が整えられていること。

(2) 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできない。

- ア) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者。
- イ) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。
- ウ) 本市から現に指名停止又は入札参加排除措置を受けている者。
- エ) 会社更生法又は民事再生法による更生又は再生手続開始の申立てがなされている者。
ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- オ) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者。

7. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

(1) 質問書の提出期限

令和8年8月12日(水) 午後5時(必着)

(2) 質問書の提出方法

様式1を用いて電子メールにより事務局に送信すること。

件名に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後は必ず事務局に電話確認をすること。

(3) 質問書に対する回答方法

回答書は、令和8年8月20日(木)までに、市ホームページで回答。

(4) 注意事項

質問書の回答は、原則電話・口頭等による質問には応じない。

質問は、原則として本要項及び仕様書に関する内容に限る。

質問に対する回答書の内容は、本実施要項・仕様書を補完するものとする。

8. 参加表明書・提案書等の提出

参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月31日(月)午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
①参加表明書	様式2	1 部
②会社概要書	様式3	10 部
③企画提案書	任意様式	10 部
④事業実績書	様式4	10 部
⑤法人の登記事項証明書	3か月以内に発行されたもの。 写しでも可。	1 部
⑥主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村税の納税証明書 (未納がないことを証するもの)	3か月以内に発行されたもの。 写しでも可。	1 部
⑦国税の納税証明書	3か月以内に発行されたもの。 写しでも可。	1 部

(3) 提出場所
「15.事務局」に同じ。

(4) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限り、提出期限日必着とする。)

9.参加の辞退

審査会への参加を辞退しようとする者は、公募型プロポーザル参加辞退届(様式5)を提出すること。

10.企画提案書の記載事項

(1) 書式は自由とするが、用紙サイズはA4サイズで両面印刷し、15枚以内とする。
文字サイズは10pt以上とする。

(2) 主な記載事項は次のとおりとする。

機器等の仕様、規格、設置台数及び設置方法(レイアウト図を含む)

機器等の操作方法

映像の放映方法、番組構成枠

広告内容の審査体制

業務実施体制

機器等の設置から保守、維持管理体制(緊急時対応を含む)

11.第1次審査(書類審査)

(1) 審査方法

応募者多数の場合は、提出された資料により1次審査を実施し、上位3者程度を2次審査(プレゼンテーション審査)の対象とする。

(2) 審査結果

審査結果は全ての応募者に対して、電子メールで通知する。

12.第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

(1) 開催日

令和8年9月30日(水)

(2) 提案方法

ア) プレゼンテーション20分、質疑応答20分程度とする。

イ) 審査会に出席できる人数は最大3名とする。

ウ) 提案内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、追加の資料を用いた説明は認めない。

エ) プレゼンテーション時は、パワーポイント等の使用を可能とする。ただし、大型モニター(HDMI端子により接続)及びケーブルは事務局で用意し、その他、必要な機器類は提案者が用意すること。

(3) 審査方法

審査は、香取市広告付き窓口番号案内表示システム設置事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が香取市広告付き窓口番号案内表示システム設置事業者評価基準に基づき行う。

なお、提案者が1者の場合でもプレゼンテーションによる審査を行う。

60点未満の提案者は、要求水準を満たしていないと判断し、失格とする。

(4) 審査結果

審査結果は全ての応募者に対して、電子メールで通知するとともに、本市ホームページで公表する。ただし、審査結果のみを公表し、評価点等は公表しない。

なお、評価の経緯及び結果に対する異議は受け付けない。

13.協定の締結

審査結果に基づき、市は優先交渉権者との間で、本事業に係る協定を締結する。
優先交渉権者との協定が不調となった場合には、次点候補者と交渉を行う。

14.その他

- (1) 提出後の企画提案書等の内容の修正、変更等は認めない。また、応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 別添「仕様書」に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度協議すること。
- (3) 設置場所の調査を行う場合は、事前に連絡の上許可を得ること。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。
- (5) 参加表明書及び企画提案書の内容は原則非公表とするが、香取市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (6) 本市は、事務の遂行上やむを得ない事情が発生した場合において、本要項に示す日程や時間を変更または中止する場合がある。
- (7) 本プロポーザルにおける提案にあたっては、別添「仕様書」に記載された内容に代わる提案があれば、評価する。ただし、代わる提案を行う場合は、システムの配置は運用、台数等を含めて具体的に提案すること。

15.事務局

香取市総務部 市民課 戸籍住民班

〒287-8501

千葉県香取市佐原口 2127 番地

香取市役所本庁 1 階

TEL:0478-50-1210

FAX:0478-54-1117

E メール:shimin@city.katori.lg.jp